

放射線安全規制研究戦略的推進事業
(放射線防護対策費補助金)
募集要領

令和4年7月
原子力規制庁
技術基盤グループ
放射線・廃棄物研究部門

1. 事業の趣旨

放射線防護対策費補助金（放射線安全規制研究戦略的推進事業）は、令和5年度に我が国で開催される国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）の国際シンポジウム（以下「ICRPシンポジウム」という。）の開催にあたり、国がかかる費用の一部を補助するものである。

各国は、放射線防護の専門家で組織されるICRPの勧告に沿った放射線防護の基準を取り入れている。ICRPが2023年（令和5年）に我が国で開催を予定するシンポジウムでは、次期主勧告（2028年頃を予定）に向けた本格的な議論が開始される予定である。本補助金は、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国がこの会合を開催することで、国際貢献はもとより、次期主勧告に向けた議論の集約に資することを目的とする。

2. 補助対象となる事業

放射線防護対策費補助金（放射線安全規制研究戦略的推進事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、我が国でのICRPシンポジウムのホストを自らの事業とする研究機関等が実施する、シンポジウムの開催に必要な事業（以下「補助事業」という。）を対象とし、申請者自らが主体的に行う事業であること（ICRPシンポジウムの開催を他団体に全面的に委託するものは対象外。）。

3. 事業実施期間

補助事業の期間は、交付決定日から令和5年3月31日までとする。

4. 補助対象となる経費

ICRPシンポジウムの開催に必要な経費について、補助する。経費の区分は以下のとおりとする。

① 人件費

補助事業に要する人件費

② 事業費

補助事業に要する会場費・交通費・宿泊費・謝金・運営費・会議費等

③ 附帯事務費

その他、補助事業に要する経費

5. 補助金額

「4. 補助対象となる経費」について、300万円を上限とする。

6. 補助対象事業者の要件

補助対象事業者は、補助事業申込時に、以下の要件を全て満たす者とする。

- ① ICRPの国内外の関係者とコミュニケーションをとることができる者であること
- ② 研究機関もしくは学術研究を事業とする者であって、ICRPシンポジウムのホストを自らの事業として実施する者であること
- ③ 国際学術会議の主催者の経験があること
- ④ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第615号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- ⑤ 予決令第71条の規定に該当しない者であること
- ⑥ 原子力規制委員会からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと

7. 応募

(1) 応募方法

応募者は「(2) 募集期間」に定められた期間内に、「(4) 提出書類」に示す書類を「13. 提出先、問い合わせ先」に示すメールアドレス宛の電子メールへの添付、又は郵送で提出すること。電子メールの件名は、「ICRPシンポジウム開催支援事業」（応募者名）とすること。電子メール1通当たりの容量は8MB以下とし、容量が大きい場合は、複数に分けて送付すること。その場合、電子メール本文に総メール数を記載し、漏れがないようにすること。

郵送の場合は、応募者に対して受け取った旨の連絡は行わないので、応募者自身で受け取りを確認できる方法で提出すること（締切日到着厳守）。

なお、提出された書類は返却しないものとする。

(2) 募集期間

募集開始日：令和4年7月11日（月）

締切日：令和4年8月12日（金）17時必着

(3) 説明会の開催

日時：令和4年7月20日（水）11時～12時

場所：原子力規制庁 六本木ファーストビル16階A会議室またはオンライン

説明会への参加を希望する方は、「13. 提出先、問い合わせ先」へ7月19日（火）11時までに電子メールで連絡すること。連絡の際は、電子メールの件名を必ず「放射線防護対策費補助金 説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「電子メールアドレス

レス」を明記すること。なお、会場の都合により、説明会への出席は、1事業者につき2名までとする（オンラインの場合はこの限りではない）。

説明会に参加しない場合でも本推進事業に応募することは可能である。

(4) 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

- ① 交付申請書【様式1】
- ② 事業企画書【任意様式】
事業企画書には、
 - 1) ICRPシンポジウムの開催計画（収支の計画を含む）と、開催のための事業者の体制および従事する要員
 - 2) 補助事業の内容
 - 3) 1)の開催計画の中での2)の補助事業の位置づけを具体的に記述すること
- ③ 「6. 補助対象事業者の要件」に示す要件を満たすことを証する書類【任意様式】
- ④ 情報セキュリティ対策についての書類【任意様式】

8. 審査

(1) 審査手順

次の項目を総合的に審査し交付対象事業者を決定する。

- ① 補助事業の内容
- ② 補助事業の経費内訳
- ③ 事業者のICRPシンポジウム開催の遂行能力・組織力
- ④ ICRPシンポジウム開催に従事する要員と体制

必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。その場合、実施の日時、方法については原子力規制庁から連絡する。

(2) 審査結果

交付対象事業者には速やかに通知する。交付対象とならなかった事業者には通知しないものとする。

9. 補助金交付申請

審査結果の通知時に、補助金の交付申請等の手続について併せて通知する。補助金の交付を受けるためには、交付要綱に従い、交付申請等の手続をする必要がある。

10. 実績報告書の提出

補助金を受ける者は、交付要綱に基づく実績報告書を提出するものとする。

1 1. 補助事業実施にあたっての留意点

(1) 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、交付要綱に従い取得財産の管理を行うものとする。

(2) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付に際して付す条件に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還命令（第19条第1項の規定による加算金の納付を含む）
- ② 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則の適用

1 2. その他

この募集要領によるほか、補助事業の実施等に関しては、次に定めるところにより行う必要がある。

- (1) 補助金適正化法
- (2) 補助金適正化法施行令
- (3) 放射線防護対策費補助金（放射線安全規制研究戦略的推進事業）交付要綱

1 3. 提出先、問い合わせ先

問合せは、原則として電子メールで行うこと。

（提出先、問い合わせ先）

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ
放射線・廃棄物研究部門 森泉、伊豆本
e-mail : nra_houhai_bougo@nra.go.jp（@を@に変更）

以上

様式1（第5条第1項関係）

識別番号	
------	--

文 書 番 号
令和 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

令和4年度放射線防護対策費補助金（放射線安全規制研究戦略的推進事業）
交付申請書

放射線防護対策費補助金（放射線安全規制研究戦略的推進事業）交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助金交付申請額 円
4. 事業計画書（別紙1-1）
5. 経費内訳（別紙1-2）
6. 経費所要額調（別紙2）
7. 添付書類
見積書
収入支出予算書の抄本
その他参考となる資料

（注）消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金の額}$$

(別紙 1 - 1)

事業計画書

事業実施代表者	氏名 役職 所在地 TEL/FAX/E-mail	
事業実施担当者	氏名 役職 所在地 TEL/FAX/E-mail	
経理責任者	氏名 役職 所在地 TEL/FAX/E-mail	
事業の主たる 実施場所		
事業の内容		
事業実施の スケジュール		

(別紙 1 - 2)

経費内訳

(補助事業者名

)

区分	金額 (円)	備考

(別紙2)

経費所要額調

(補助事業者名

)

(単位：円)

補助対象経費の区分	総事業費 (①)	寄付金その他の 収入額 (②)	自己充当額 (③)	補助金交付申請額 (④= ①-②-③)	備考
合 計					

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。

補助金所要額 - 消費税等仕入控除税額 = 補助金の額